

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から移転される方へ

熊本市と住宅金融支援機構が連携 安全なエリアへの移転を支援します!

(住宅取得の際に、地方公共団体の補助金を利用する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。)

熊本市

補助金交付

- 熊本市土砂災害危険住宅
移転促進事業補助金

最大 **300**万円※

※詳しい内容は熊本市ホームページを
ご確認ください。

連携

【フラット35】 地域連携型

住宅ローン 金利引下げ

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲**0.25%**

期間 当初**5**年間

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。

※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

※【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

フラット35 地域連携型

検索

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業

主な要件

次のすべての項目に該当すること

- 1 レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅(賃貸住宅を除く)から熊本県内の安全な区域(レッドゾーン等*外)へ移転されること。
- 2 現在お住まいの住宅(賃貸住宅を除く)を解体撤去(除却)すること。
- 3 解体撤去(除却)後の住宅跡地に居住を目的とした建築物を建築しないこと。 など

※レッドゾーン等とは

レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)

建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

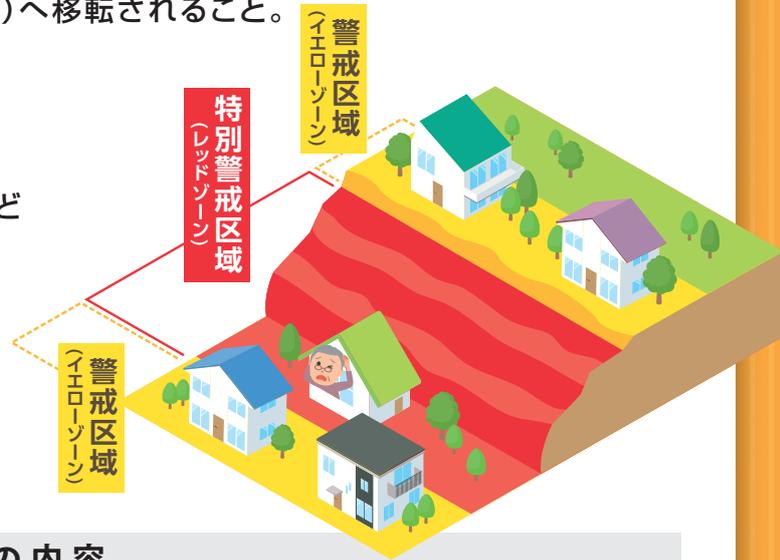
イエローゾーン(土砂災害警戒区域)

土砂災害のおそれがある区域

ご自宅がレッドゾーン等内かは、熊本県のホームページで確認できます。

熊本県土砂災害情報マップ

検索



補助の内容

住宅の建設費・購入費等、住宅の除却費等、移転経費、土地の調査費等
当該経費に相当する額の合計(ただし、300万円を限度とします。)

詳しくは、熊本市ホームページをご確認ください。



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

追加要件なし(補助金を交付されるすべての方が対象です。)

※熊本市から利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります。



【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。

※住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。

各基準の詳細は【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

照会先

【フラット35】地域連携型について

住宅金融支援機構 九州支店
地域連携グループ

TEL.092-233-1507



熊本市土砂災害危険住宅移転促進 事業補助金について

熊本市 政策局
危機管理防災総室

TEL.096-328-2490

